

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第10章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	短期入所療養介護(第10章 第1~4節)					条文	短期入所療養介護(ユニット型)(第10章 第5節)			
		介護老人保健施設	介護療養型医療施設	病院(療養病床)	診療所(療養病床)	診療所(一般病床)		介護老人保健施設	介護療養型医療施設	病院(療養病床)	診療所(療養病床)
申請者	介護保険法施行規則126の4の2	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	療養病床を有する病院	療養病床を有する診療所	診療所	介護保険法施行規則126の4の2	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	療養病床を有する病院	療養病床を有する診療所
基本方針	141	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。					155の3	利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。			
人員基準	従事者の員数	医師	利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合に介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上	利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合に指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上	療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上	—	利用者、入院患者が3に対し常勤換算1以上夜間における緊急連絡体制を整備し、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置	同左			
		薬剤師				—					
		看護職員				—					
		介護職員				—					
		栄養士				—					
		理学療法士、作業療法士				—					
		支援相談員				—					

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第10章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	短期入所療養介護(第10章 第1~4節)					条文	短期入所療養介護(ユニット型)(第10章 第5節)			
		介護老人保健施設	介護療養型医療施設	病院(療養病床)	診療所(療養病床)	診療所(一般病床)		介護老人保健施設	介護療養型医療施設	病院(療養病床)	診療所(療養病床)
設備基準	設備備品	143	介護老人保健施設として必要とされる施設及び基準を有すること	介護療養型医療施設として必要とされる設備を有すること	療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること	-	155の4	介護老人保健として必要とされる施設及び設備の基準をみたすこと	-	指定介護療養型施設として必要とされる設備の基準をみたすこと	-
						床面積 6.4㎡/人					
					-	有すること					
				-	有すること	機能訓練を行う場所を有する					
					-	備えなければならない。					

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第10章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	短期入所療養介護(第10章 第1~4節)					条文	短期入所療養介護(ユニット型)(第10章 第5節)				
		介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	病院 (療養病床)	診療所 (療養病床)	診療所(一般病床)		介護老人保健施設	介護療養型 医療施設	病院(療養病床)	診療所(療養病床)	
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	155 (125準用)	①あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務の体制等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。 ②利用者又はその家族から申し出があった場合には、承諾を得て文書でなく、CD-ROM等の電子ファイルで提供してもよい。					155の12 (155準用)	同左			
	提供拒否の禁止	155 (9準用)	正当な理由なくサービス提供を拒んではならない					155の12 (155準用)	同左			
	サービス提供困難時の対応	155 (10準用)	事業の実施地域などの関係で適切な提供が困難な場合は、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡し、適当な他事業者の紹介など必要な措置を速やかに講じなければならない。					155の12 (155準用)	同左			
	利用者の受給資格等の確認	155 (11準用)	①被保険者証によって、被保険者資格や要介護認定の有無や有効期間を確認する。 ②認定審査会意見があるときは、それに配慮してサービスを提供する。					155の12 (155準用)	同左			
	要介護認定の申請に係る援助	155 (12準用)	①要介護認定を受けていない利用者申込者については、意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。 ②必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請を有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行う。					155の12 (155準用)	同左			
	心身の状況の把握	155 (13準用)	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況の把握に努めなければならない。					155の12 (155準用)	同左			
	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	155 (15準用)	法定代理受領サービスの要件を満たしていない場合、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明することなど必要な援助を行う。					155の12 (155準用)	同左			
	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	155 (16準用)	居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービス提供をしなければならない。					155の12 (155準用)	同左			
	サービス提供の記録	155 (19準用)	①サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受けるサービス費(法定代理受領)等を利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 ②提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者から申し出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。					155の12 (155準用)	同左			
	サービスの開始及び終了	155 (126準用)	居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後まで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。					155の12 (155準用)	同左			

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第10章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	短期入所療養介護(第10章 第1~4節)					条文	短期入所療養介護(ユニット型)(第10章 第5節)			
		介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	病院 (療養病床)	診療所 (療養病床)	診療所(一般病床)		介護老人保健施設	介護療養型 医療施設	病院(療養病床)	診療所(療養病床)
対象者	144	利用者の心身の状況若しくは病状、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由、又は利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟において指定短期入所療養介護を提供するものとする。					155の12 (144準用)	同左			
利用料等の受領	145	<p>①法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>②法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>③その他、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 食事の提供に要する費用 二 滞在に要する費用 三 特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 送迎に要する費用 六 理美容代 七 指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。 <p>④前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>⑤あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>					155の5	<p>①法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>②法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>③その他、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 食事の提供に要する費用 二 滞在に要する費用 三 特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 送迎に要する費用 六 理美容代 七 指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。 <p>④前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>⑤あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>			
保険給付の請求のための 証明書の交付	155 (21準用)	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。					155の12 (155準用)	同左			
取扱方針	146	<p>①利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>②相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。</p> <p>③短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。</p> <p>④当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>⑤身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>⑥自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>					155の6	<p>①利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>②各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>③利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>④利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>⑤利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>⑥当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>⑦身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>⑧自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>			

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第10章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	短期入所療養介護(第10章 第1~4節)					条文	短期入所療養介護(ユニット型)(第10章 第5節)				
		介護老人保健施設	介護療養型医療施設	病院(療養病床)	診療所(療養病床)	診療所(一般病床)		介護老人保健施設	介護療養型医療施設	病院(療養病床)	診療所(療養病床)	
運営基準	計画の作成	147	①相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。 ②既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 ③内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ④短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。					155の12 (147準用)	同左			
	利用者に関する市町村への通知	155 (26準用)	利用者が次の一、二に該当した場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 正当な理由なく指示に従わず、要介護度状態の程度を悪化させたとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。					155の12 (155準用)	同左			
	診療の方針	148	一 一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。 二 常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。 三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。 四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。 五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。 六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。					155の12 (148準用)	同左			
	機能訓練	149	利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。					155の12 (149準用)	同左			
	看護及び医学的管理の下における介護	150	①看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 ②一週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。 ③利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 ④おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。 ⑤利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。 ⑥利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。					155の7	①看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 ②利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 ③利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 ④利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 ⑤おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 ⑥利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 ⑦利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。			

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第10章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	短期入所療養介護(第10章 第1~4節)					条文	短期入所療養介護(ユニット型)(第10章 第5節)				
		介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	病院 (療養病床)	診療所 (療養病床)	診療所(一般病床)		介護老人保健施設	介護療養型 医療施設	病院(療養病床)	診療所(療養病床)	
運営基準	食事の提供	151	①栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。 ②その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。					155の8	①栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 ②利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 ③利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 ④利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。			
	その他サービスの提供	152	①適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。 ②常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。					155の9	①利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 ②常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。			
	管理者等の責務	155 (52準用)	①管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。 ②従事者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。					155の12 (155準用)	同左			
	運営規程	153	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 四 通常の送迎の実施地域 五 施設利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 その他運営に関する重要事項 を定めておかななければならない。					155の10	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 四 通常の送迎の実施地域 五 施設利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 その他運営に関する重要事項 を定めておかななければならない。			
勤務体制の確保等	155 (101準用)	①適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。 ②事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。 ③従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。					155の10の2	①利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。 ②次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 一 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 ③事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ④短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。				

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第10章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	短期入所療養介護(第10章 第1~4節)					条文	短期入所療養介護(ユニット型)(第10章 第5節)				
		介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	病院 (療養病床)	診療所 (療養病床)	診療所(一般病床)		介護老人保健施設	介護療養型 医療施設	病院(療養病床)	診療所(療養病床)	
運営 基準	定員の遵守	154	次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時にサービスを行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。					155の11	次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時にサービスを行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。			
			一 利用者を当該施設の入居者とみなした場合に、入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数	-	二 療養病床に係る病床数及び療養病床の定員を超えることとなる利用者数	三 サービスを提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数		一 利用者を当該施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数	二 利用者を当該施設の入居者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数	-		
	非常災害対策	155 (103準用)	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。					155の12 (155準用)	同左			
	衛生管理	155 (118準用)	①利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 ②事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。					155の12 (155準用)	同左			
	掲示	155 (32準用)	事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。					155の12 (155準用)	同左			
	秘密保持等	155 (33準用)	①従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ③サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。					155の12 (155準用)	同左			
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	155 (35準用)	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを手利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。					155の12 (155準用)	同左				

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第10章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	短期入所療養介護(第10章 第1~4節)					条文	短期入所療養介護(ユニット型)(第10章 第5節)			
		介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	病院 (療養病床)	診療所 (療養病床)	診療所(一般病床)		介護老人保健施設	介護療養型 医療施設	病院(療養病床)	診療所(療養病床)
運営 基準	苦情処理	155 (36準用)	①提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。 ③提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ④市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。 ⑤提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ⑥国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。					155の12 (155準用)	同左		
	地域との連携	155 (36の2、 139準用)	・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 ・提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。					155の12 (155準用)	同左		
	事故発生時の対応	155 (37準用)	①利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ②事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ③サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。					155の12 (155準用)	同左		
	会計の区分	155 (38準用)	事業所ごとに経理を区分するとともに、各介護サービス事業の会計とその他事業の会計を区分しなければならない。					155の12 (155準用)			
	記録の整備	154の2	①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 ②利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 短期入所療養介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 市町村への通知に係る記録 五 苦情の内容等の記録 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録					155の12 (154の2 準用)	同左		